

総社市道路構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第15号

総社市道路構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

総社市道路構造の技術的基準等に関する条例（平成25年総社市条例第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(車線の分離等) 第5条 略 2～6 略 7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、<u>令第42条第1項</u>において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p>	<p>(車線の分離等) 第5条 略 2～6 略 7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、<u>令第41条第1項</u>において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。